笠間市立病院のあり方に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 笠間市立病院の今後のあり方を検討するため,笠間市立病院のあり方に関する検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し市長に提言する。
 - (1) 市立病院の経営形態及び今後のあり方に関すること。
 - (2) その他必要と認める事項

(組織)

- 第3条 委員会の委員の定数は8人以内とし、市長が選任する。
- 2 委員会の委員の任期は、検討結果を市長に提言するまでとする。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 委員会に委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選とする。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたと きは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は 意見を聴くことができる。

(事務局)

- 第6条 委員会の事務を処理するため、市長公室行革推進課に事務局を置く。
- 2 市長公室行革推進課員のほかに、保健衛生部長及び市立病院事務局長を事務局 員とする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか,委員会の運営に関し必要な事項は,委員長が別に定める。

附則

この告示は、平成19年5月18日から施行する。